

避難・一時移転の流れについて

避難や一時移転の指示が出たら、以下の場所を経由し、避難所へ移動します。
 自家用車での避難が基本となりますが、自家用車で避難できない方は、まず一時集合場所に移動し、県や市が準備したバス等に乗り込んで避難します。
 電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、携行品を持って家を施錠してから、避難しましょう。

避難退域時検査等場所とは

- 避難してきた方の車両や衣服等への放射性物質の付着状態を検査する場所です。
- 検査の結果、基準値を超えた場合は、除染を行います。
- 検査後には「通過証」と安定ヨウ素剤が配布されます。

避難所受付ステーションとは

- 避難してきた方に対し、避難所を案内する場所です。
 - この場所を経由することで、避難所が変更になった場合でも、適切に案内することができます。
- ※宮城県が導入を進めるスマートフォン対応の避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接避難所へ移動することも可能です。(詳細は下部のQRコードから)

安定ヨウ素剤について

- 一時集合場所または避難退域時検査等場所等で安定ヨウ素剤が配布されます。
- 県及び市からの服用指示に従って、適切なタイミングで服用してください。



あなたの避難先は仙台市若林区です。

市より避難や一時移転の指示があった場合は、下表の①→②→③の経路で避難先へ向かってください。詳細な経路図は、内側に記載しておりますので、ご確認ください。

※災害の状況に応じて、①～③は変更となることがあります。
 ①～③の場所及び経路については、市からの避難指示と併せてお知らせします。

① 避難退域時検査等場所	② 避難所受付ステーション	③ 避難所
鷹来の森運動公園 (東松島市大塩字山崎5-1)	若林体育館 (仙台市若林区卸町東2-8-10)	仙台市若林区内10施設 (避難所の一覧は内面に記載)

(自家用車避難できない方)一時集合場所

●自家用車で避難できない方は、お住まいの行政区に該当する以下の一時集合場所に集合し、バス等に乗り込んでください。

行政区名	一時集合場所
住吉町一丁目/住吉町二丁目第1/住吉町二丁目第2/千石町/鑄銭場/旭町第1/旭町第2	石巻市立住吉小学校
駅前北通り一丁目/駅前北通り二丁目/元倉一・二丁目/東中里一・二・三丁目/中里一丁目/南中里一・二丁目	石巻市立住吉中学校

災害時の
情報収集先

石巻市公式
ホームページ



宮城県原子力安全
対策課
避難支援アプリは
こちらから



石巻市総務部危機対策課
TEL.0225-95-1111(代)

宮城県復興・危機管理部
原子力安全対策課
TEL.022-211-2341

石巻市〈石巻地区③〉

原子力災害時における石巻市広域避難計画(概要版)

保存版 | 令和5年11月版
UPZ版

UPZ: 発電所より概ね5km~30km圏内

広域避難計画について

この「原子力災害時における石巻市広域避難計画(概要版)」は、女川原子力発電所において原子力災害が発生した際に、「どのように行動すればよいか」について、記載したものです。
災害時に活用できるよう、身近な場所に保管してください。

事故発生時の対応について

原子力発電所の状況や、放射性物質の放出の有無、お住まいの地域の空間放射線量の測定結果によって、国、県、市が屋内退避や避難などが必要か判断し、下図のとるべき行動をお知らせします。
 防災行政無線や緊急速報メール、ホームページ等の情報に注意し、市の指示に従って行動しましょう。



放射性物質の通過後に、お住まいの地域の空間放射線量が上がリ、避難や一時移転が必要となった場合は、市より指示がありますので、指示に従って行動しましょう。

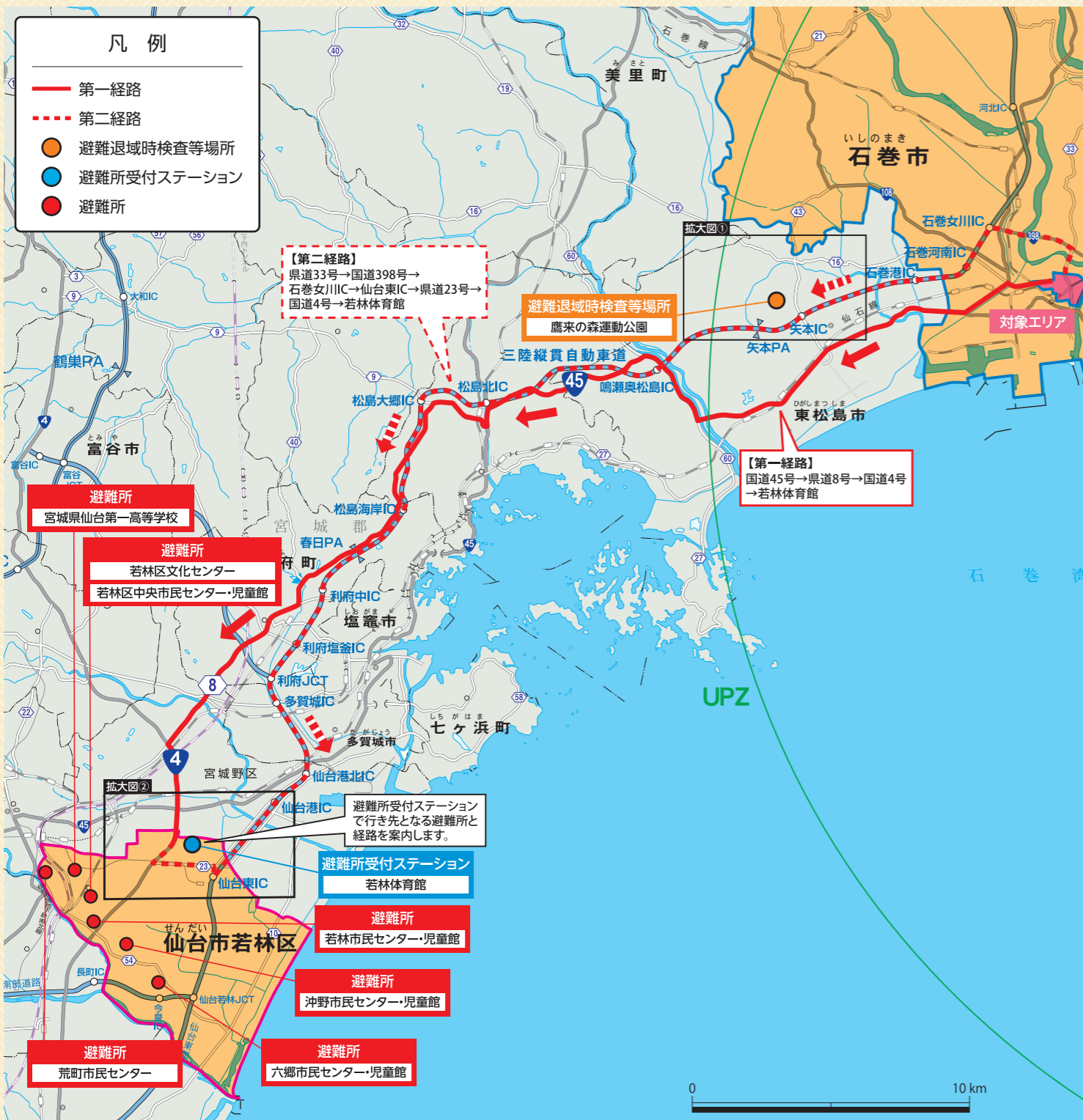
放射性物質放出中は放射性物質から身を守るため、屋内退避が基本となります。



放出された放射性物質が通過している間に屋外に出ると被ばくするため、屋内に退避して被ばく量を少なくします。
 屋内ではドアや窓を閉める、換気扇を止めるなど、放射性物質を室内に入れない対策を行い、被ばく量をより少なくします。
 木造の建物に屋内退避した場合、吸入による内部被ばくを、屋外にいる場合の75%削減することができます。

避難経路図

- 市より避難指示があった場合は、以下の第一経路(—)により、避難先へ向かっていただきます。
- 必ず以下の **避難退域時検査等場所** と **避難所受付ステーション** を経由してから、案内された **避難所** に向かってください。
- 災害の状況に応じて、第一経路以外の経路で避難するよう市から指示することがありますので、市の指示に従って行動して下さい。



拡大図①(避難退域時検査等場所周辺図)



拡大図②(避難所受付ステーション周辺図)



避難所

●お住まいの行政区に対応する避難所は以下のとおりです。避難所までの行き方については、避難所受付ステーションで案内します。

行政区名	避難所	行政区名	避難所
住吉町一丁目		鑄銭場	せんだい演劇工房10-BOX(若林区卸町2-12-9)
住吉町二丁目第1	若林区中央市民センター(若林区南小泉1-1-1)	旭町第1	若林区文化センター(若林区南小泉1-1-1)
住吉町二丁目第2		旭町第2	
千石町	若林市民センター・児童館(若林区若林3-15-20)	駅前北通り一丁目	七郷市民センター・児童館(若林区荒井3-7-2)

行政区名	避難所	行政区名	避難所
駅前北通り二丁目	六郷市民センター・児童館(若林区今泉1-3-19)	元倉一・二丁目	荒町市民センター(若林区荒町86-2)
東中里一・二・三丁目	沖野市民センター・児童館(若林区沖野7-34-43)		
中里一丁目			
南中里一・二丁目	宮城県仙台第一高等学校(若林区元茶畑4)		